

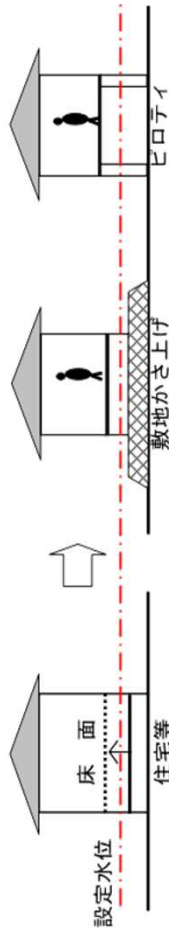
# 災害危険区域内建築物防災改修等事業

新規

令和3年度当初予算：  
社会資本整備総合交付金等の内数

災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援を行う。

<災害危険区域内における建築制限のイメージ>



## 住宅

**計画策定** 地方公共団体実施：国 1 / 2

**基準適合調査** 民間実施：国と地方で 2 / 3  
地方公共団体実施 1 / 2

### 通常支援

#### 改修、建替え

##### ■ 対象となる住宅

災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅

##### ■ 交付率

国と地方で 23%

##### ■ 補助限度額

280万円/棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする  
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

#### 事業期間

令和3年度～令和7年度  
ただし、令和8年度以降の区域指定であっても、令和7年度までに計画策定等した場合は経過措置あり

## 建築物

#### 計画策定

地方公共団体実施：1 / 3

#### 基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3  
地方公共団体実施：国 1 / 3

#### 改修、建替え

##### ■ 対象となる建築物

災害危険区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画において指定された避難所等及び一時集合場所等（集合住宅の共同利用施設を含む）

##### ■ 交付率

対象建築物	交付率
避難所等	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3
一時集合場所等	民間実施：国と地方で 23%

##### ■ 補助限度額

280万円/棟  
ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする  
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

### パッケージ支援（重点支援）

#### 改修、建替え

##### ■ 対象となる住宅

要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅

##### ■ 交付率

国と地方で 100万円/棟

##### ■ 補助限度額

改修工事費の8割

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする  
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

##### ■ 対象となる災害危険区域の要件

- 令和3年度以降の新規指定区域
- 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等※を定めている地方公共団体の既存区域  
※土地利用等に関する対策を記載するもの